

## 公益社団法人日本ストリートダンス教育研究所役員報酬等支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、役員報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤の役員 報酬、賞与及び退職手当

(2) 非常勤の役員 報酬

2 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員(監事を除く)に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬 月額 80 万円を上限として、理事会によって決議された額

(2) 賞与 年額 200 万円を上限として、理事会によって決議された額

(3) 退職手当 別表 1 に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への参加 1 回につき、最大 8000 円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月 16 日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)

(2) 賞与 毎年 6 月及び 12 月

(3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤の役員を退任した後 1 か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡することにより退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第6条 この基準の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この基準は、この法人が公益認定を受けた日から施行する。

別表1

報酬の月額×在職年数×係数

別表1の係数については、0.3から1.0までの範囲内で、理事会の決議で定める。